

「今かもしれない直下地震」に備える

阪神淡路大震災、東日本大震災と大きな災害が続く中、今年4月には熊本県を中心とする広い範囲で震度5～7の地震が連鎖して起こるという過去に例の無い災害が発生しました。気象災害と異なり、地震や噴火災害は、はっきりした前兆も無く、ある日突然私たちを襲ってきます。自然災害は人間の力で防ぐことが出来ません。私たちに出来ることは、防げない災害の被害を少しでも減らす「減災」対策だけなのです。

減災は「自助」・「共助」・「公助」という3つの助け合いが機能しあうことで非常に効果を発揮します。「自助」とは、自分の身は自分で守ること、「共助」とは近隣の住民同士がお互いに助け合うこと、「公助」とは災害発生時に行政機関が実施する公的な支援を意味しますが、大災害が発生してから最低でも3日（甚大災害の場合は7日）間は公助の機能が働かないと考えられています。その間は隣近所が協力して忍び寄る命の危険から身を守っていかなければなりません。怪我をしても、火事が起きても、大きな災害になればなるほど、救急車も消防車も助けには来ないと考えて、地域の力で被害の拡大を防ぐことが何よりも大切なのです。

世田谷区では、今後30年以内に70%の確率で発生すると予測されている直下地震に備え、避難所の整備充実や各機関との災害時協力協定などにも力を注いでおりますが、発災当初の備えは、区民の一人ひとりが、家屋の耐震化や家具の転倒防止、非常用食料の備蓄など、個人や家庭で出来る防災対策を可能な限り進めていくことしかありません。公的機関に出来ることは限られていると皆さんが認識していただくことから災害の備えが始まるのです。



世田谷地域の防災訓練、防災区民組織等について

（問い合わせ先）世田谷総合支所 地域振興課 地域振興・防災担当 連絡先03（5432）2831（直通）

主要生活道路130号線の道路整備 ～個別対応事業について～

主要生活道路130号線（以下、130号線といいます。）は、国道246号、環状7号線、都市計画道路補助209号線（明葉通り）及び補助50号線に囲まれた上馬一丁目、野沢一、二丁目及び下馬三丁目地区内に計画された路線です。

130号線を整備することにより、災害時の延焼遮断、延焼遅延効果、消防活動の円滑化及び避難路の確保や平常時における歩行者空間の創出など旭小学校周辺地区の防災性、安全性の一層の向上が期待できます。

区では、130号線を早期に整備を図るべき路線に位置づけており、130号線の更なる整備を推進するため、平成25年4月より新たな事業手法である個別対応事業により、現在、道路整備を進めています。

個別対応事業とは

個別対応事業の主な内容は、以下のとおりです。

- ① 道路計画区域において、1敷地単位でも道路事業化を行い、道路事業用地を取得させていただく事業です。
 - ② 事業によって権利者の方々が通常受ける損失についての補償（建物や工作物などの補償）を行います。
- また、道路事業用地として敷地を売却いただいた際には、税制上の優遇措置※（譲渡所得に対する5,000万円の特別控除など）があります。（たな卸資産を除きます。）

※税制上の優遇措置について、詳しくは、権利者の方が居住している地域の税務署にお尋ねください。

個別対応事業に関する質問・疑問点などがありましたら、担当部署まで問い合わせをお願いします。地域の皆様の事業へのご理解とご協力をお願いします。

（問い合わせ先）道路・交通政策部 道路計画課 道路計画担当 連絡先03（5432）2537（直通）

～世田谷区からのお知らせ～

旭小学校周辺地区

◆平成28年7月号◆

防
災

街づくり通信



防災に役立つ支援制度をご紹介します！！

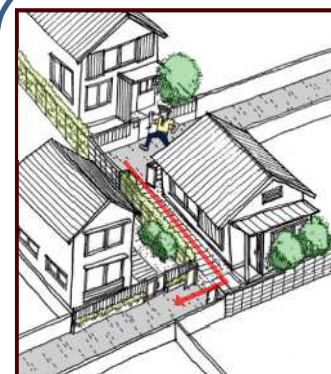
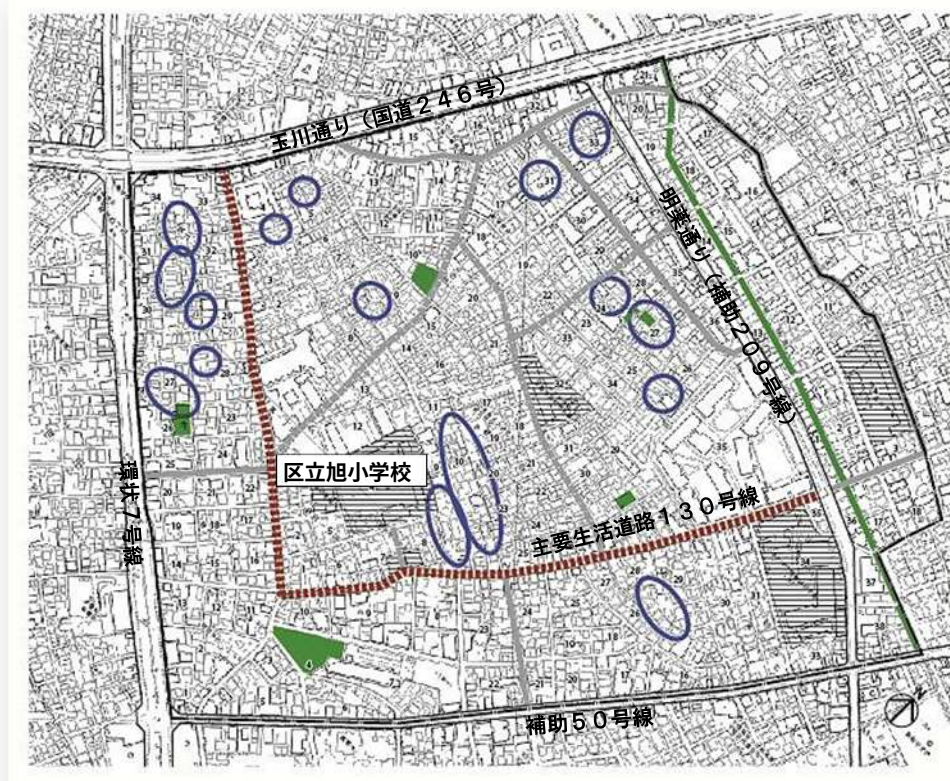
平成28年4月に発生した熊本地震では、老朽家屋の倒壊により多くの方々が甚大な被害を受けました。旭小学校周辺地区は、木造家屋が密集し、狭あい道路が多く存在しており、建物の倒壊の危険だけでなく、火災等の二次災害による危険も心配される地域です。

世田谷区では、予測のできない大地震等の災害に備え、防災に役立つ様々な取組み・情報提供を行なっています。本街づくり通信では、そのいくつかをご紹介しますので、ご活用くださいますようお願いいたします！

地図中全域対象：生垣緑化助成（2ページ参照）

狭あい道路整備について（3ページ参照）

旭小学校周辺地区



地図上○の箇所（通り抜け路の確保）には行き止まり路解消のための災害時避難路助成制度があります。詳細は2ページ上をご覧ください。

■■■■ 主要生活道路130号線

個別対応事業により道路整備を進めています。詳細は4ページをご覧ください。

【発行】 世田谷区 世田谷総合支所 街づくり課 街づくり担当 03（5432）2871（直通）

災害時避難路整備助成 で、防災力UP!!

避難できる方向が一方しかない行き止まり路は、災害時等には建物の倒壊や火災によって塞がれて通れなくなり、避難や消防活動を妨げる原因となります。区では旭小学校周辺地区に計画された16箇所の通り抜け路の確保の実現を目指し、近隣住民の方々と協議が整った民有敷地を利用して、緊急時の通り抜けに役立つ門扉等を整備する場合に助成を行います。

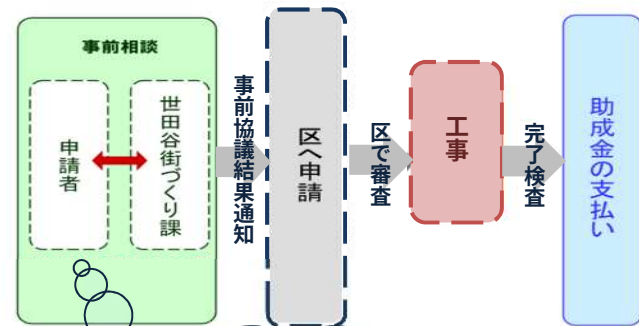
整備助成流れ

- 助成金額
避難路を整備する工事に要する費用(上限30万円)
- 助成対象区域
旭小学校周辺地区地区街づくり計画の中で通り抜けの確保が必要であると位置づけられている箇所
(P.1 地図上の○で囲まれた箇所)



整備工事をご検討の方は、事前にご相談ください。

(問い合わせ先) 世田谷総合支所 街づくり課 街づくり担当 03(5432)2871(直通)



事前協議書を提出するにあたり...

- ・行き止まり箇所、経路の確認
- ・工事の仕様
- ・工事費
- ・協定書
- ・設置後の維持管理について、地域で話し合います。



ブロック塀を生垣にしませんか

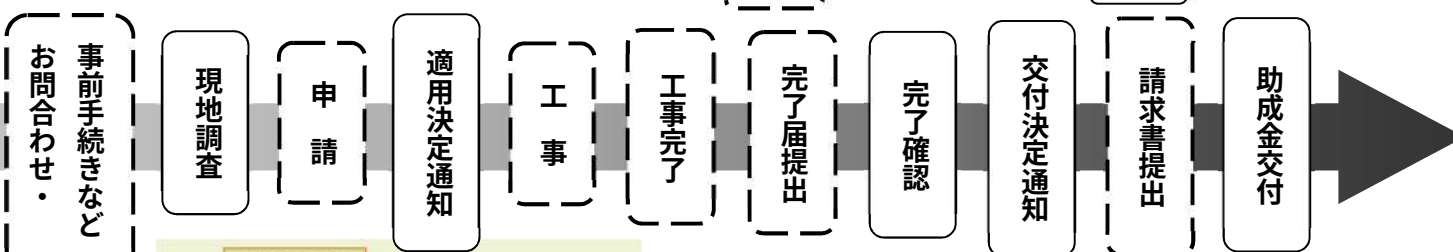
生垣は街並み景観を向上させ、空気の浄化や防音の効果だけでなく、災害時の避難路の確保や延焼防止効果など防災面でも高い効果があります。

区ではこれから新しく生垣等を造成する場合や、既存のブロック塀等を取り壊して生垣を造成する場合、一定の条件により費用の一部を助成します。

過去の地震では、古いブロック塀や万年塀の倒壊による被害も出ています。景観的にも優れ震災時にも安全な緑化を進めていきましょう。また、生垣の他に、シンボルツリーや花壇の造成助成もあります。

いずれも工事発注または資材購入前に、申請及び現地確認が必要になりますので、お問い合わせください。

申請者が行う手続き 区が行う手続き



生垣の効果



助成申請に多い樹種例

- ・トキワマンサク
- ・ファイリマサキ
- ・ツゲ
- ・ヒイラギモクセイ
- ・レッドロビン
- など

● 申請手続き前に工事に着手した場合は、助成できませんのでご注意ください。

(問い合わせ先) みどりとみず政策担当部 みどり政策課 崖線・湧水保全担当 03(5432)2282(直通)

安全で住みよいまちをつくるために みんなの力で道を4mにひろげましょう

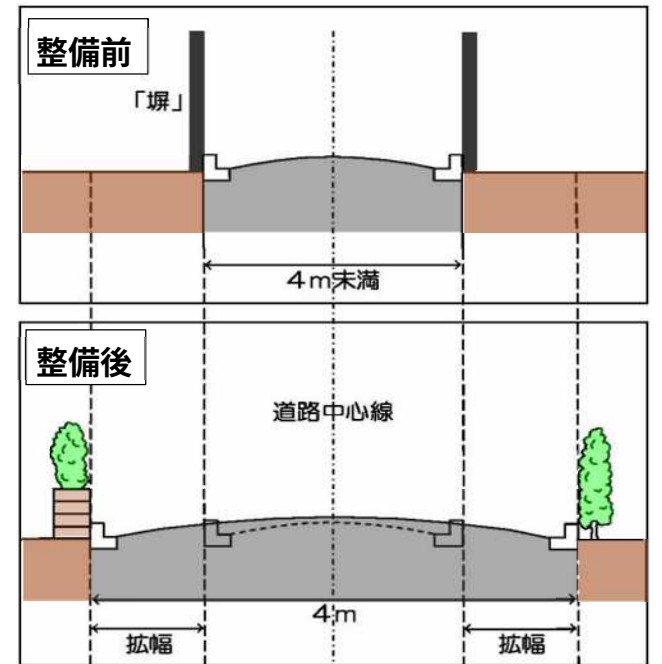
区内には道幅が4mに満たない道(狭あい道路)がたくさんあります。狭あい道路は、緊急車両の通行を妨げたり、災害時の避難を困難にする等、さまざまな問題があります。

狭あい道路に接して家の建替えや増改築等を行う場合は、法律で定められた4mの位置まで後退する必要があります。

区では「安全で住みやすい街づくり」のため、後退していただいた部分や角の隅切り部分の整備工事を行っています。

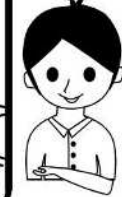
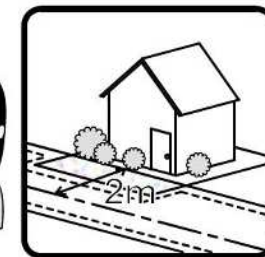
工事にあたっては、建築主や関係権利者の承諾が必要になりますので、ご理解・ご協力をお願いします。

後退していただく部分に塀等がある場合は、撤去に対する助成制度もありますので、ご相談ください。



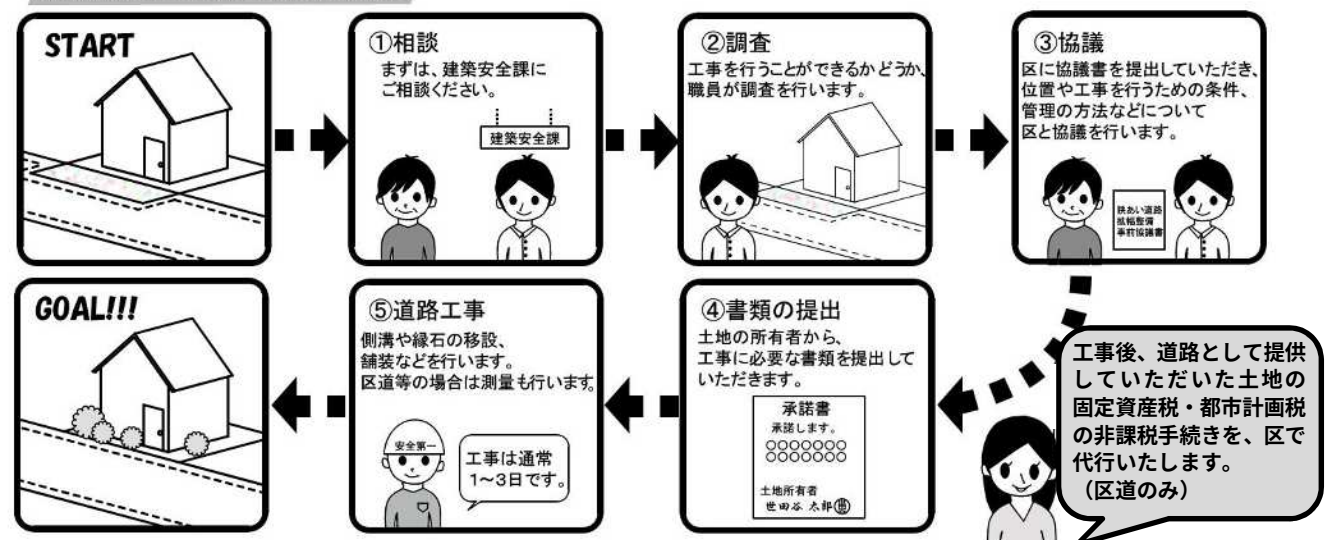
世田谷区では建て替え時以外にも、道を広げる工事を行っています

道を広げる工事を行えば、
・道が広くなって、人も車も通りやすい
・災害時にも、避難がしやすい
・道がきれいになる
などのメリットがございます。



道路の中心から2mの空間があれば、道を広げる工事を行うことができます。塀などがある場合は、撤去する必要があります。

●道を広げる工事を行うまでの流れ●



(問い合わせ先) 防災街づくり担当部 建築安全課 建築線・狭あい道路整備担当 03(5432)2552(直通)